（様式第６号）第12条関係

　年　月　日

消費税等仕入控除税額確定報告書

　（宛先）旭川市長

補助事業者　住　所

　名　称

　代表者

　　　　年　月　日付け　　　　指令第　号で補助金の交付決定を受けた旭川市林業新規就労者等支援補助金について、旭川市林業新規就労者等支援補助金交付要綱第１２条第４項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　補助金の確定額　　　　　　　　　　 　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 　金　　　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の確定申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

※　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

　　・　消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等あるもの）

　付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

　　・　３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること）

　　・　事業実施主体等が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　※　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

　　　申告予定時期　　　　　年　　月

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

※　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　　　　なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

　　・　簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　　・　事業実施主体等が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料